

# 明末、地方官の人事異動と地方輿論

車 惠 媛

【要約】 明末、國家の公式的な人事行政である考察の過程には郷紳・士民・窩訪などの社会の様々な勢力の介入があった。知県レベルの地方官の人事異動は諸地方社会の主な関心の対象になり、自らの主張を貫徹しようとする多様な動きがあった。人事異動に際して地方から送られる贈序文がとりわけ明末に非常に流行したのは、そのような状況を背景としている。本稿で挙げた地方の輿論を標榜する贈序文とは、地方社会での輿論の行方および形成過程を窺わせる重要な証拠である。序文の中には、地方官に対する地方なりの褒貶、あるいは地方の横暴な勢力によって不利な立場に置かれた地方官の味方になろうとする動きが現れている。地方官は公的な勤務評定だけではなく、地方輿論の存在を意識せざるを得なかったのである。嘉善県知県李陳玉の例に見られるように、地方官は地方社会の輿論に向かって、自分の業績を認めるようにアピールするまでに至った。その手段もあくまでも『考滿事蹟冊』という大衆向きの宣伝文書の配布であった。輿論は國家と社会両方から暗黙的にその正当性を認められる中、明末の段階ではもはや目に見える実体として現れる。

史林 七九卷一号 一九九六年一月

## はじめに

明代、知州・知県級の地方官はふつう「親民之官」あるいは「父母之官」と呼びならわされている。その用例は、政府の公文書から一般の書信までの広い範囲にわたっている。特に「邑父母」という知県の雅号は、赤子たる地方民の側からも愛用される用語であった。元來知県は政府から派遣され、その命令体系に従う官僚組織の一員にすぎない。しかし、地方民にとって知県はもっとも身近い位置に存在する公権力の象徴であった。それゆえに、公権力に対する地方民の様々な

願いと不満が地方官個人に集中する現象がよくみられる。地方官の人物と力量は地方の関心の対象となり、地方なりの褒貶が行われる事もまれではなかった。「邑父母」は単なる雅号にとどまらず、地方官を地方社会に結びつける一つの象徴でもあったといえよう。

明代中期以後になると、地方官に対する地方の反応は極めて多様な形で現れる。地方では歌や詩などを通じて、地方官に対する評判が広く散布されていた。<sup>①</sup> 地方によっては、輿論により地方官が追い出される事態にまで発展する場合すらあった。<sup>②</sup> その一方、苦境に立った地方官をかばう「公論」が形成され、地方官の味方になった事実も見逃せない。<sup>③</sup> 要するに、地方民の人物評価が、地方官の在り方に様々な方面から影響を与えていたと見られる。本論において明末、地方官の人事問題を検討する際に、地方輿論を一つの重要な構成要素として捉えたのはそのゆえんである。

地方で行われた地方官に対する評価は郷評、あるいは輿論・公論などの多様な名称で呼ばれた。それが現代の大衆民主主義の下における輿論とは、その形成過程および影響の仕方において相当の差があったことは確かであろう。一般に輿論が効力を發揮するまでは、社会的合意および情報伝達の手段など、一定の成立条件を必要とするものであろう。明末、輿論が出現するまでの過程に対しては、今まであまり注目されてこなかった。当時は、現代のように多数決の原則が信奉された時代ではないし、マスコミのような情報媒体ももちろん整ってはいない。そのような状況の中で、地方官の去就をめぐる輿論はどのように形成、伝達されたのか。また当時、社会の全構成員にとって、輿論はどのように受容されたのであろうか。本稿では以上の問題関心のもとに、人事行政の過程に現れた輿論の存在を三つの方面から検討しようとする。第一は、人事の実行者である国家と輿論との関係である。国家は地方の輿論をどう位置づけていたのかという問題に対し、それと人事制度との関連からせまることにする。周知のように明中期以後、人事制度上には「考察」の強化という大きな変化が生じた。その変化は地方社会と地方官との関係にどのような影響を及ぼしたのであろうか。第一章ではまず考察制度と輿論の関係に触れてみたい。

第二は、当時社会の中で輿論がいかなる動機によって、またいかなる形で現れたかという問題である。本稿では、地方官の人事異動に際して様々な形の自薦・他薦の文書が流布されたことに注目する。特に考績序・朝覲序など、人事異動に関連した序文が出現した事実は、地方社会の動きを捉える一つの手がかりになりうると思われる。

第三の問題は、当事者である地方官は地方の輿論にいかに対処したか、という点である。ここでは、勤務評定に当たって地方に公布されたある地方官の文書を中心として、その問題を重点的に検討してみたい。

なお、地方官の人事問題に関する既存の研究としては、和田正広氏の一連の論考が挙げられる。特に氏の「明末窩訪の出現過程」は本稿の問題関心と共有するところが多い。和田氏はここで民間の不法団体たる窩訪が地方官の人事過程に介入した事実を明らかにした。窩訪は地方官に対する考察の過程に組織的に情報を提供し、またその点を利用して私利をみたしたのである。和田氏は窩訪のような存在が現れた原因を、巡按御史の「考察」に地方の郷紳が介入した事実に求めた。郷紳は窩訪を通じて地方官に圧力をかけ、自らの利益を計ろうとした。すなわち和田氏によると、もともと理想的であるべき考察が「変質」せざるをえなかったのは、いわゆる「郷紳の横」のせいにはほかならないとするのである。

この研究によって、地方の郷紳・窩訪・衙役などが公権力を無力にし、地方民と地方官に害悪を及ぼした事実がほぼ明らかになった。その点は確かに明末の人事行政の主な矛盾と見られ、同時代人の非難の的になったようである。<sup>⑤</sup>

しかしながら、そのような集団が出現した背景および社会的意味に関しては、和田氏の結論に必ずしも賛成できない。まず、和田氏によると、人事過程に介入した輿論とは意図的に操作された「噂」にすぎず、地方の豪紳が地方官を脅迫するのに悪用する手段でしかなかった。しかしそのような傾向が当時社会の中でどのように評価されたか、あるいは「噂」と区別できる別の輿論は存在しなかったか、などの問題は十分検討すべきであろう。

和田氏は考察制度が地方の悪紳・窩訪らによって「変質」したとされたが、そこにはもっと複雑な要素が作用したのではなからうか。考察は国家と官僚の様々な利害関係が絡み合う問題である。仮に考察制度そのものに変質があったとすれ

ば、担当者と対象者、地方社会という三者が同時に関わる出来事として扱われるべきであろう。考察は確かに中央の意図どおりにいかなかったようであるが、その原因および波及効果はもっと多角的に検討する必要があると思われる。

① たとは、何良俊、『四友齋叢説』卷三五、正俗二。

「松江旧俗相沿、凡府県官一有不善、則里巷中輒有歌謡或对啼、頗能破的。」などの記事が例として挙げられる。

② 夫馬進「明末反地方官士変」（『東方学報』五二、一九八〇）参照。

③ 天啓『渭南県志』卷七、官師志、知県、には地方で善政の評判が高かった知県徐斗牛に対する記事を載せている。徐知県は在任中、上官の怨みをかかったが、地方の公論が味方して上官から彼を守る力になったという。徐斗牛は結局、宦官の専横に抵抗する過程で亡くなってしまい、地方民はそれを大いに惜しんだという。

徐斗牛字光虚、許州人、万曆二十六年以進士至。賦性渾朴、治行端方、民不擾而事理、居常以惠愛為孜孜。時上官有修怨于斗牛者、多方物色、竟不能私公論而甘心焉。坐是爵爵不自得、益以稅寺魚

肉境内、斗牛以身捍之、更被寤辱、遂含憤終。迄今言之、猶為髮指歎至不能備含斂、可謂清且苦矣。兩河人言、斗牛生平、以德行見重鄉評。若然、出処信一轍云。

④ 和田正広「明末の吏治体系における孝劾の官評に関する一考察」（九州大学東洋史論集二、一九七四）

「明末官評の出現過程」（同右九、一九八〇）

「明末窩訪の出現過程」（『東洋学報』二二、一九八〇）

⑤ たとは楊東明は『山居功課』卷六で

「生殺与奪之權、不在朝廷、不在按院、而在無賴奸民之手矣。」と述べている。また窩訪と同じ活動を行った団体として訪行の存在も確認される。川勝守「明末・清初における打行と訪行」（『史淵』一九、一九八二）参照。

## 一 「考察」の強化と輿論

明代の中期以後、監察系統の巡撫と巡按御史（以下撫・按と略称）が地方官の人事権を掌握していったのは周知のとおりである。いわゆる「考察」の強化というべき現象である。<sup>①</sup>撫・按には全地方官に対する監察活動を行い、その結果を直接人事に反映せしめる権限が与えられた。考察とはもともと地方官に対する三年ごとの朝覲考察を指す用語であったが、撫・按に人事権が集中されるにしたがい、監察と人事評価の両方に使われるようになった。特に知州・知県レベルの地方官には、民生の安定に対する責任が問われ、さらに厳しい監察が行われた。中央政府は撫・按による考察を通じて、民生と深く関わる地方官の動態をその場で監視し統制しようと計ったのである。

考察の実施によって地方官の人事にはさまざまな変化が起こったが、特に現地輿論を人事に反映するという考察の基本方針は、地方との関わりを強調した点で注目される。撫・按の活動がすでに本格化された嘉靖十年の憲綱にはつぎのように規定されている。<sup>②</sup>

今後、巡按御史が官吏を考察する際、務めて広く且つ密かに訪詢するようにならなければならない。田野鄙夫、あるいは耆碩父老など様々な人々をみな尋ね調べる対象として、一人一人に問い、事事を細察せよ。一方に傾いて惑うことなく、また一節にこだわることのないようにせよ。帰京の日、詢訪の結果から得た來歴をもって各々本官の下に明白に開註して参考に備えるようにせよ。

ただしこの規定は洪武年間の「憲体」の条例をほぼ同じ用語で繰り返したものにほかならない。洪武帝は地方民からの情報を地方官の評価に直接反映させようとしたが、監察制度が整っていない状況で、その実行は期待できなかったようである。この条例が再び甦る嘉靖年間には、巡按御史および巡撫の役割がすでに完備されており、その影響力ももっと大きかったと見られる。ここで「下情上達」という明初以来の原則は、相変わらず巡按御史の主な任務であると同時に監察活動を支える理念でもあったのである。

右の条例に明記されたように、巡按御史には民間のあらゆる人々からの生々しい情報を採取するという役目が与えられた。その方法として特に重要視されたのは、現地での情報収集であった。なおその点は、都察院の右副都御史の肩書きをもっている巡撫も同じであった。考察によって、要するに人事行政における現地主義というべき方向が進められたのである。その結果、地方の公論・郷評などは、地方官に対する評語としてしばしば用いられた。ある地方官に「輿論がみな服した」あるいは「衆論が既に懐き従った」などは、巡按御史の「諮訪」の結果としてよく使われる表現である。<sup>⑤</sup> また民間の輿論は、中央で地方官の弾劾案が処理される過程においてもある程度の影響力を発揮したにちがいない。一つの例として同じ嘉靖年間、吏部考功司で処理された、ある地方官の弾劾案を挙げてみよう。<sup>⑥</sup>

嘉靖二十年、太倉州知州林壘は巡按御史苟汝安によって「貪汚不職」の名目で弾劾され、罷黜の危機にさらされた。吏

部でその弾劾案が勘問される過程で、もう一人の巡按御史周亮が林學に對する地方の輿論を根拠として弾劾案に異議を提起した。「州民が林知州に對して長く去思の情を抱き、紳士はみな知州を譽め称える。」とあり、林學に對する地方の評論が非常によかつたと証言したのである。その証言が有利に作用したのか、林學は罷黜から免れ、調簡の処分、すなわち同じランクではあるがより責任の軽い地方官に転任する処分を受けるに止まつた。

ここで巡按が地方官の無実を証明する証拠として挙げた輿論とは、その採集経緯および基準が甚だ曖昧であり、真偽を極めることは無理であつたと見られる。それにもかかわらず、輿論は一人の地方官の命運を決める過程で有力な証拠として提示され、考察の重要な拠り所として認められたのである。

つぎは、「広く且つ密かに現地輿論を収集する」という考察の原則が、現地でのように実行されたか見てみよう。まず実務の次元からみると、参加人員が甚だしく増加する現象が現れる。撫・按の考察が確立される前、人事責任が与えられたのは布政司・按察司の二司、道台および当官の上官であつた。撫・按が考察を実行する段になると、既存の人事担当者に加え、府の司法担当者である推官が実務者として浮かび上がってくる。推官は巡按御史の補佐役として考察の実務に当てられ、人事過程において重要な役割を果たしたのである。<sup>7)</sup>

天啓四年（一六二四）から崇禎四年（一六三二）まで福建省興化府の推官を務めた祁彪佳は、福建の地方官を対象とした膨大な量の考課記録を作成した。<sup>8)</sup> この記録は巡按の考語作成に備える予備資料として作られたと見られる。つぎの「表」では、評価された地方官を官職別に整理した。

〈表〉からみると、祁彪佳の評価対象になつた地方官の数は一六九人であり、教職一五八人・武職二九人をあわせると総計三五六人である。祁彪佳が推官を務めた四年の間、福建省に在任したほとんどの地方官がここに含まれている。その中、特に交替する率が高かつた知県の場合、定員五七人をはるかに上回る九七人が評価の対象となつた。結果的に、一人の推官が従一品の布政使以下、福建省のほとんどの地方官を網羅する膨大な評価記録を作成したのである。なお祁彪佳は

〈表〉

職名	品級	人数
使	2品	2
按察使	正3品	1
分守道	従3, 4	1
分巡道	正4, 5	2
提学道	正4, 5	1
運塩使	従3品	2
運塩副司使	従5品	1
知府	正4品	14
知州	正5品	15
判官	従5品	1
判官	正6品	2
推知	正7品	1
推知	正7品	97

過程および留意点など、考察の過程で推官がなすべき役割が詳しく述べられている。すべての推官が祁彪佳のように膨大な記録を作成したとは限らないが、地方官の評価および考語作成が推官の重要な役目であったことは確かである。推官が考察の実務に加担することによって、情報収集などの監察活動が一層強化されたことは十分予想される。

つぎに、推官が情報を収集した経路を探ってみよう。まず、もとの人事担当官から情報を求める方法が挙げられる。

刑官（推官）は到任から数日後、知府あるいは署印官に対して、ほかの一切の事を教えるように願うと同時に官評の原稿一本を要請する。そこに列挙されているのは必ず「好好先生」であるに違いない。また十数日の後、知府・府佐および知州・知県に向かって、自ら行った循良卓越の事績を提出するように求める。彼らの記録もまた自分を漢代の循吏の黄霸・龔遂とする。且つ、司・道・府に彼らの事実を尋ねても、またその原稿をそのまま呈し、甚だしくみなが雷同してやまない。しかしそれを画家の聖本のように用いにくいわけにはいかない。<sup>⑨</sup>

ここで見られるように、推官はまず知府・二司・道台などの地方官から人事対象の評価記録を求める。もとの人事担当官は推官の要求に応じて、同僚および属官に関する情報を提出する。また、知府以下の地方官は自らの業務記録を推官に提供した。もともと人事担当者間には情報交換などの協力関係が認められたものの、情報収集に積極的に取り組んだのはやはり推官であった事実が確認される。

福建省に在任する約十人の推官の中の一人にすぎなかった。もし、推官全員が祁彪佳のようにそれぞれの評価を重ねたとすると、地方官は推官レベルの実務者によるものだけでも複数回にわたって評価されることになる。考察における推官の活動に関連しては、もう一つの記録が参考になる。推官を歴任した余自強は実際の経験に照らして、『治譜』という推官のいわば「虎の巻」というべき記録を著した。その中には、推官の考語作成の

余自強は、この類の記録が一般的にいい加減な誉め称え、あるいは恥を知らないほどの自賛の文句である、と注意を喚起している。それが官僚同士による官評の作り方の実態であったことは、万暦年間の丘樞も同様に指摘している。<sup>⑩</sup>

二司の考語は必ず関係官に託する。関係官はただちに大げさに「美考」を加え、先に二司に密かに伝達すると同時にさらによろしくお願ひしますと言う。ここにおいて二司は彼が自分を庇うことを深く承知して、また彼を畏れるようになる。そして公檄を發布するごとに、啓文を附して友達付き合いをする。少しでも小耳にはさむことでもあれば、すぐに専書をもって早急に連絡する。会うたびに必ず留めて欽坐し、上席に招いて賓主の礼を叙し、兄弟の歡を結ぶ。有司の考語はまた必ずほかの有司に託する。託されて訪察を行う有司はただちに美考を加え、訪察を受ける有司に密かに伝達して、さらによりしくお願ひしますと言う。それによって互いに交際し始め、互いに耳目となる。たとえ郡邑が遠く離れていても、一目見たらすぐに意気投合してかたく結びつき、決して解けない藤蘿のようになる。

ここでは地方官同士が撫按の考察でいい評価を受けるため、百計をめぐらす姿が浮かび上がる。人事に関連して、官僚相互間の離合集散が行われたのである。しかし、すべての地方官がそのようにして考察の網をくぐるわけにはいかなかった。実際のところ、考察の強化によって弾劾され、追い出される地方官の数は増加する傾向にあり、地方官の立場は次第に弱くなりつつあった。上のような手段を駆使できるのは、智・才・巧において共に優れた一部の「貪官猾吏」であった<sup>⑪</sup>。またその点は、人事行政の主な害悪として批判の対象になった<sup>⑫</sup>。

以上、考察が行われる過程からみると、もともと的人事責任者たる上司は言うまでもなく、同僚および属官さえも地方官の評価に影響を及ぼす可能性が明らかになった。官僚らは常に考察を意識せざるをえない立場に置かれたと言える。ところで現地の情報および輿論の重視という考察の基本方針は当然、地方社会にも様々な影響を及ぼした。前述したように、地方の郷紳・学生・庶民など社会の全構成員の意見を聞き集めることが、輿論収斂のもっとも理想的な方法として進められた。『治譜』の中で、余自強はつぎのようにその具体的な方法を提示している。<sup>⑬</sup>



・官衙の筈に官評の底本を置いて、知府以下は各二葉、小官は各半葉で（自分の）見聞した事実および供招・詳文の中で得たこと、あるいは賓客・紳士が言ったこと、あるいは百姓・輿卒から聞いたことなどで正しいものは言うまでもなく、間違つたものも全部記録する。「官評底本」

・官評を廉訪するには何よりも「無所不問」を原則としながら、自らよく斟酌すべきである。問う対象は誰にすべきか。近くは郷紳、遠くは過客、下は百姓、またもつと下の衙役・輿卒もみんな詢問すべき対象である。ただ百姓に問う場合は恨みを持つ者の言葉を防ぐように気をつけ、衙役に問うには私利をもつてそしめるのを防ぐこと、郷紳士夫に問う場合は彼らが必ずしも端人正士ではないことに注意すべきである。必ず兼聴、博訪すべきである。「廉訪官評」

・州県に至って野にある百姓、田にある耕夫に出会うたびに、別の理由をあげながら轎をそこに向けて彼を呼びつけ問うべきである。その時は、人役を退けてほがらかな顔つきで細問する。このようにして採つた輿論がもつとも確かである。「問郷民官評法」

右のように、地方官に対する日常的な評価を実施する中で、賓客・士紳および百姓・輿隸など、地方のすべての人々に情報を求めることが勧められた。中央で定められた巡按の訪察の原則が、ここでそのまま再現されているのである。

しかし、輿論収集には様々な難点があつたにちがいない。地方に出かけて直接情報を採るという方式は、むしろ地方の胥吏らのしくんだ芝居にのせられる危険性にさらされていた。余自強もその点を意識してはいたが、「長行の場合、用座と馬一匹を用意して、便服で（衙役より）先に行きながら郷民に問う。ただ衙役の巧みな腕前を避けるため、あまり頻繁には行わないように注意せよ。」などの注意事項を加えているくらいである。推官の輿論収集の過程は、その手順が曖昧であり、偶然によりすぎるといふ嫌いを避け難い。

ところで、庶民を始めとする地方社会の全構成員が輿論収集の対象とされ、制度的にはいわば受動的な立場に置かれているが、実際には必ずしもそうとばかりは言えなかつた。結論を先に言うと、地方社会の様々な勢力が考察に意図的に介入しており、しかもその性格も同様ではなかつた。まず、余自強が指摘したように地方衙門の衙役が上部の「訪察」に巧

みに入り込んでいた。<sup>④</sup>

衙役・胥吏をよく調べると、その中にはごろつきがいて知州・知県の長短をほとんど知っている。ただそれを訪詢するには方法がある。全部を備えて兼聴すべきである。「麻訪官評」

もし（評価の時に）事績が一つ足りない程度なら、衙役に査訪させるのもやむをえない。しかし先に必ず対象の地方官をよく見て、その後、事績を訪する。決して一方的に事だけを訪ねて、その人を論議し始めるべきではない。蓋し窩訪および彼らと親しい通家などは、必ず悪いものを寄せ集めているだけである。人々それぞれに一単を備用しているが、その中にはまた必ず誰にでもあてはまる「可張可率」の事実が記されており、あるいは前官の事を借りることさえもある。「訪事蹟」

撫・按から責任を負って現場からの生々しい情報が必要とした推官は、危険を承知しながらも衙役の情報に依存せざるをえなかった。その結果、衙役と結託した窩訪らが「訪単」を意図的に作成し、考察の裏側で動くようになった。窩訪が地方の横暴な有力者と結託して、地方官を誇る情報をまき散らしたことは、当時にあつては社会問題になるほど深刻であった。しかし窩訪が提供する情報は決して表向きに公表できる類のものではなかったことは注意すべき点である。また、社会全般において、彼らの活動に対する批判の輿論が起こっていた。

地方社会の内部から考察に介入した勢力は、窩訪だけではなくさらに広範に存在していた。窩訪が活動するのとまったく同じ状況のもとで、地方社会の一角では異なる性格の活動が行われていた。端的な例として、考察に関するある地方指導者の提案を検討してみよう。

今、四海は困窮して危ういところです。弟はここにおいて、ただ「安民」に重点を置きながら、循良吏をたずねて表彰し、貪酷吏をたずねて除去すべきと思います。けだし衙門には一日中、巡方者があい通っているのです、都下の各地方および各処で賢否をたずねた方が、監司から情報をたずねるよりむしろ効果的でしょう。もし、たずねた結果が確かであり、巡方者の糾劾に過ちがなければ、民生はなお安定できるはずで、弟はまた州県の事を簡条に列挙して書冊として発刊、頒布しようと思います。丈夫として名は守令で

ありながら、政事をよく治めないのは惜しいことです。一度、巡方者と相談しあい、別に禁約を以て取り締まりますから、あまり勝手なことにはならないだろうと思います。

この史料は郷里の無錫で指導的な位置にあった高攀龍が、同郷の陳幼学に送った手紙の一部である。ここに見られるように、高攀龍は民生の安定のため、地方官に対する訪察を強化すべきという立場に立っていた。しかも訪察の方法としては、監司からの情報に依存するより、直接各処を採訪することを勧めている。ここで巡方者とは撫・按あるいはその属下の推官を指し、監司とは既存の人事責任者である布政司および按察司を示す。巡方者が地方衙門と日常的に通じており、地方の各処で監察活動を行っていたのは前述の余自強の記録と相い符合する。地方の一郷紳である高攀龍は、巡方者の訪察を手伝うために自ら知州・知県に対する記録を作成、公表する方法を提案した。すなわち訪察とは、高攀龍にとって、身近なところで行われる出来事であり、自ら手を加えなければならない重大事であった。<sup>⑮</sup>

当時、地方の郷紳および士人層が様々な文書を通じて地方官の人事問題に関与するのは、ごく一般的な慣行であった。天啓年間、吏部尚書として人事作業に取り組んだ趙南星は「心に私心をいだし、その庇護したい者については『私掲』と言い、痛めつけてやりたい者については『訪単』という。万人に伝えると『公論』といい、奏牘の形をとると『拾遺』という。」と記し、<sup>⑯</sup>人事に介入する行為を批判した。私掲・訪単・公論・拾遺などは、それぞれ民間から人事過程に介入した動きにはかならない。趙南星はそのような行為を批判する見地に立っていたが、それはあくまでも「私利」が介入した場合に限られるだろう。ところが私人としての趙南星自身が、地方に滞在する間、あとでみるように人事に関わる「私掲」を数多く作成した。しかもなおかつ「高邑万人帳」という文書を綴り、<sup>⑰</sup>地方官の善政を誉め称える「万人」の意見を取り集める際にも先頭に立ったのである。趙南星のあい矛盾する立場は、人事に介入した動きが極めて多様であり、それぞれ異なる意図をもっていたことを反証していると思われる。

以上で検討したように、考察の過程には、社会の様々な方面からの意見および情報などが介入した。その中では窩訪の

ように水面下で密かに動く勢力があった一方、もっと公開的な形をとっている動きもあった。また、地方官を誇る目的の風聞が流されると同時に、逆に地方官を庇う動きがあった。地方官の人事がもはや地方社会の利害関係に関わる一つの社会問題として台頭したのである。

次に述べる人事異動に際しての贈序文の流行という現象は、このような背景から生まれた。

- ① 明代の考課制度は考滿と考察の二つの方式で構成される。考滿とは就任から三・六・九年ごとに勤務評定を行い、評価された成績が官僚個人の経歴に反映される制度である。考察はもともと官僚の不正腐敗を防ぐための監察活動に基づく政績評価である。考察の中には、全地方官を対象とする三年ごとの定期考察と不定期的に行われる随時考察がある。明代中期以後、地方官にはより厳しい監察が行われ、次第に考察の比重が大きくなりつつあった。
- ② 『御製大誥』卷一五、憲体。
- ③ 『吏部考功司題稿』（明季史料集珍集第二輯、台湾、偉文圖出版社一九七八）。王世華、前掲論文二五頁、参照。
- ④ 『覆巡按直隸御史周亮題勘問過知縣林心賦疏』
- ⑤ 卷一「題為薦舉賢能方面官員以昭勸典事」、題為舉劾有司官員以昭勸懲事」、卷三「巡按浙江監察御史胡為薦舉方面官員以備擢用事」
- ⑥ 『吏部考功司題稿』（明季史料集珍集第二輯、台湾、偉文圖出版社一九七七）
- ⑦ 『明史』卷七五、職官志には「府、推官一人、理刑名、贊計典」とあり、推官の主な役目の一つとして計典、すなわち人事業務への参与が定められている。

考察に対する研究としては、前述の和田正広およびつぎの論文が参考になる。

- ・王世華「略論明代御史巡按制度」（歴史研究一九九〇一六、北京）  
 ・谷光隆「明代銓政史序説」（東洋史研究三三二、一九六四）

- ② 孫承沢、『春明夢餘録』卷四八、監察御史。  
 （嘉靖六年） 右都御史王鏊、申明条约精考察。

今後巡按御史考察官吏、務要広密訪問。或詢謂田野鄙夫、或詢諸耆頓父老、人人致問、事事細察。毋惑於一偏、毋膠於一節。回道之日、務要將訪所得來歷、各於本官下明白開註、以俟參考。

嘉靖年間、すでに地方行政の核となった巡按御史の任務と活動に関する整備作業が行われた。その主役になったのは嘉靖帝に信任された張孚敬および右都御史王鏊などであった。改善案はあくまでも洪武帝の「憲綱」に忠実であるよう強調したものの、実際は当時の巡按の活動が抱いていた問題点を一つ一つ指摘、実務への応用を計ったものであ

林學備良、真民父母、忠信可賞鬼神、州民久懷乎去思、縉紳合辭而稱譽。……亦緣林心賦、事情未決、坐延世月、公論人心尤為共惜。

しかしすくなくとも成化年間までは推官の役割は主に司法関係の仕事であり、考察任務は一般化されていなかったようである。『皇明条法事類纂』卷九、「在外問刑官員不許別項差遣例」の条例には、成化二年二月の上諭によって推官が訴訟など裁判関連の仕事以外の任務の

ため、地方に差遣されることが禁止されている。後の注⑨でみるように、万曆年間になると推官が考察のために地方で情報収集活動を行うことはごく自然に捉えられている。明初、推官の根本的な任務は刑名であったが、考察が強化されるに伴ない、人事業務への比重が次第に大きくなったとみられる。

⑧ 『邢彪佳文稿』、評語。

この記録は文集として出版する前の原稿であり、そのため官僚評価の初期過程がそのまま現れている。

⑨ 余自強『治譜』続集、祥刑要覽、官評底本。

刑官到任数日、即於太府或署印者、請教他方一切事、及官評稿一本。此中所開、必好好先生也。再過十数日、即向太府府佐及州舉、求自行循卓事績、他所開來、自莫非泥黃語。且司道府間彼事矣、亦是此稿呈去、尤大家雷同者也。然不可不以此□画家聖本。

⑩ 張萱『西園問見錄』卷三一、考察

丘樞曰……二司考語、必託之有司、有司即修加美考、先以密達於二司、且諂益焉。於是二司深得其庇己、而且畏之。每移公檄、即附啓以納交、少有私聞即專書以馳告、見必留飲、座必延上、叙賓主之礼、而結兄弟之欲矣。有司考語亦皆託之有司、而行訪之有司、即以美考、密達被訪之有司、且諂益焉。於是彼此交通、互為耳目、雖郡邑隔遠、未經半面、而神交冥結、總為不解之藤羅矣。

⑪ 同注⑩

馮瑞曰、天下靡者不肯取、拙者不能取。惟有一種貪官猾吏、智足以運之、才足以濟之、巧又足以益之、權在司道則結司道、權在節推則結節推。畏士夫有言則挾制士夫、畏游客有言則奉承游客。張弥天之網、塗人耳目、而後得遂其給塗之欲。故其虚譽日起、而惡蹟不得上聞、政廢民窮、莫甚於此。

とあり、考察の過程が意圖的に操作される可能性が指摘されている。

⑫ また、陳子龍は『陳臥子先生安雅堂稿』巻八、澄吏道において考察に私があり、賄賂がはびこることをつぎのように批判した。

臣請以臬令言之。六年之間、所歷按臣五六人、撫臣或一二人。漕塩之屬半天下、而畿內則有學臣巡閱屯倉諸差。其復命也、俱不可以無薦、而薦不可以無謝。及任滿而待考也、必遍賄台諫。或其同鄉、或其所官之地容訪當及者、賄必重。或有氣焰在僑輩上可以禍福人者、賄又重。或有造單投揭相挾持者、賄必又重。既及格矣。而或有所窺撰、必倚權勢以相角、則賂更重……約略計之、凡人得百里之邑、費不下數百金、為令六載、所謂謝薦雜賄賂、不下二千金、自計典以至考選、不下三四千金、則夫人超布衣而拜御史給事中、非數千金、不可得也。

⑬ 同前注⑩、「官評底本」

至於衙箚中則□置有官評底本、□□底本、自太府而下、人各二葉、小官各半葉、凡□□之所聞見、或從招聘中得者、或從賓客士紳中言者、或從百姓輿論中得者、有好事即註之、有錯者亦註之。同「廉訪官評」

廉訪官評、無他妙法、只是以無所不問為主、我斟酌審之。所問之人為何、近而鄉紳、遠而過客、下而百姓、又下而衙役與卒、皆向訪之人、可問之処也。但問百姓、恐防仇口、問衙役、恐防私讒、問鄉紳士夫、又恐其非端正士、須要兼聽、而博訪之。

同、「問鄉民官評法」

每至州縣、遇有百姓在野、耕夫在田、便當以他故、往囑呼其人而問之。仍計去人役、纓顏細問、此等輿論最確。

⑭ 同注⑩「廉訪官評」

按衙役書吏、有光棍、而能悉州縣短長者、但詢之有法、皆可備兼聽之用。

同、「訪事蹟」

万一事蹟不足、有不得命令衙役查訪者、亦必先有其人、而後訪其事、切勿偏訪其事、而始議其人、蓋訪通家、必撰湊媒、人各有一單以備用、又必有可張可李事實、或以前官之事而駕之。

⑮ 高攀龍「高子遺書」、卷八「与筠塘四」。

今四海困窮岌岌矣、弟在此只以安民為主、訪循良吏表之、貪酷吏除之、蓋此衙門終日与巡方者相通、而都下五方雜處訪賢否、反易于巡方之欲得諸監司者、若訪之果確、使巡方者糾核無誤、民生猶可安也、弟又為余教列州縣之事、刊布書冊而頒之、年丈為名守令、惜不能縮地、一商巡方者、另有一禁約押之、或可不至大恣。

⑯ 高攀龍が地方官の人事問題に関与した事実は『高子遺書』、「公啓吏部留王君尊」からも十分読み取れる。高攀龍は吏部にむかって知県王鐘嵩の留任を要請している。なおこの文書の作者は高攀龍一人であつ

たものの、父老子弟の連名という形式をとっているのは注目すべきである。

⑰ 趙南星、『趙忠毅公文集』、書簡、「答楊道行」七。

心苟有私、其所欲庇、謂之私揭、其所欲壞、謂之訪單、伝之人人、謂之公論、形之奏牘、謂之拾遺。

⑱ 同上、「高邑万人帳題詞」。

この文書は趙南星が中央の政界を離れ高邑県に帰った時、高邑民の要請を受けて綴ったものである。高邑民は知県劉公の善政を誉め称える「万人帳」を作成して、趙南星に推薦の言葉を要請した。つぎの章にも見るように、郷里においての趙南星が地方の輿論を代表するという形で地方官の人事異動に自らの意見を述べた例は数多く挙げられる。

## 二 人事異動と序文の盛行

周知のとおり、序文とは書物のはしりがき、あるいは記念すべき出来ごとに対して自分の思いを寄せる文書の一形式である。序文の種類は事柄によって寿序・送序・贈序など多岐にわたっているが、ここで主に問題とするのは地方官の人事異動に際して送られた序文である。官僚の人事異動に際して祝賀と惜別の情を込めた序文を贈る慣例は、明代の前半期にも見出される。知人および同じ官署の官僚が、任期が無事に終わったことを祝い、あるいは昇進を願う内容を書いて本人宛に贈ったようである。一方、地方官の勤務評定および人事異動に当たって諸地方から序文を送るといふ慣例が、とりわけ明代中期以後から頻繁に見出される。考績序・朝覲序あるいは榮獎序など様々な名前の序文が諸地方から地方官に送られたのである。

地方によっては、考績を迎えた地方官あてに贈序文を送ることが常例になっていたようである。李維禎は、諸生（生員）

のごろから今にいたるまでの数十年間、赴任してきた守令は約二〇人であった。その内、考績（任期満了）を迎え地方から贈言を送ったのは五人だけであった。<sup>①</sup>と述べており、任期を無事に終えた地方官に、地方から祝辞を送ることが定例になっていったという。

贈序とは、対象人物に有形・無形の利益をもたらす目的をもっている。もし著名な人物からの贈序があれば、本人には無上の栄光になり、それ以後の経歴においても相当の力を発揮するだろう。そのゆえに贈序類の中には人に頼まれ、また報酬をもらって名前だけを貸すいわゆる「応世之文」が多かったのは見逃せないところである。地方から送られた数多い序文の中にも、その類の文書が相当の部分占めていたに違いない。

しかし、地方官の人事異動に当たって諸地方から送られた贈序類の文書は、常例の贈序文とは異なる性格を呈している。まず、この類の文書は一人の著者によって作成されたものの、地方士民の共同の要求に応じたという形がかなり多い。そもそも、この類の文書は、多数の序文においてこれこそが地方輿論あるいは公論であると標榜している点である。また、人事異動に際して伝播されたものの、作成者がはっきりしている点で、前述の窩訪などによる投書あるいは訪単類とも區別される。序文はあくまでも表向きの文書であるため、裏側でなされる請託とも異なる性格をもっている。

ここで一つの典型的な例を挙げてみよう。当時、清官として名高かった海瑞は郷里の広東省に滞在した際、当地方の地方官のため考績序・朝覲序・榮獎序など様々な序文をよせた。その内、「贈周柳塘入覲序」という序文は、隆慶元年（一五六七）瓊山県知県に赴任した周思久が朝覲のために京師に向かう時に送られたものである。<sup>②</sup>つぎはその概略である。

「周公は赴任以来教化と徳治に尽力したため、地方民はみな周公に感心するようになった。そしてこの二百年来、民情は今日になって始めてくつろぎ、二百年来、民心は始めて安んずるようになった。しかし赴任後六ヶ月もたたないうちに、周公は朝覲に当たって京師に向かうことになった。瓊民は公の赴任をよろこび、公の入覲を悲しんだ。公が地方を離れる期間は一年たらずだが、赤子と慈母が朝夕の間も離れていられるだろうか。その時、士大夫は民とまったく同じ思いであ

だったので、余（海瑞）をたずね周公のための一言を頼んできた。余は士民の願いを受け入れ、また自らも周公が一日も早く朝覲から戻って再び民のために勤めるようにのぞむ。」

序文によるかぎり、周思久という地方官はまれにみる理想的な名官にほかならない。ここに見られるように、海瑞は頌徳碑などでよく登場する「二百年來民情今日始洩、二百年來民心始安。」などの決まり文句を駆使して、一人の地方官を賞賛している。ここで注意すべき点は、海瑞が序文を書くようになった動機である。海瑞は士大夫および民の一致した願いを受け、また自分もその志を承知した上で序文を送ることになった、と表明している。それを素直に認めた場合、この序文の建て前は知県周思久に送る瓊山地方の公論と考えても差し支えないであろう。

ところが、頌徳の贈序を送るという慣行の弊害は、作者の海瑞自身も十分意識したにちがいない。海瑞は当時、地方民が地方官に頌徳の序文を寄せることを「諛風行而天下無公義」とあり、憂うべきことと認めていた。それにもかかわらず、何回も繰り返し返して序文を寄せたのはどう説明できるだろうか。海瑞はある序文の中で自分の贈序の理由を次のように表明している。<sup>③</sup>

しかし、また「人心之公」から出て、やむをえない状況もある。公から出たので、へつらいとは区別される。あるいは人心を徳化して、近所と遠方に同じく及ぼし、あるいは飢えた人を食わせ、渴いた人に飲ませ、きわめてあやういところを救う。目前の功になったり、死後永遠に祭られたりと、大小は同じではないが、人々がその徳を忘れないという点では一緒である。且つ頌徳の中には監戒の意味も含まれている。そして対象者だけではなく、民にも有益なことになり、これでこそ情があり、義もまた大きいというものだ。

とあり、「人心之公」による頌徳文は十分に価値があると述べている。ここで「人心之公」とは民の公義、公論と言ひ替えてもいいであろう。またその類の頌徳文は、「監戒」の志が含まれているからこそ対象になった地方官ばかりではなく、地方民にも有益なものとした。海瑞は地方民の公論が反映された頌徳の序文なら十分その価値を認めており、その点で



自らの序文の正当性を申し立てているのである。

最初に挙げた海瑞の序文の場合、海瑞に地方の公論を伝達したのは士大夫であった。つぎはより明確に地方民による公論たることを標榜している例を挙げてみよう。趙南星は郷里の河北省高邑県に隠居していた時、隣近の臨城県知県のために「送臨城父母象翁王公入覲序」という序文を作成した。<sup>④</sup>この序文では地方民の公論が地方民自らによって形成、伝達された様子が生々しく現れている。つぎはその概略である。

「隣邑の臨城県の民が、群れをなして二回にわたって余の家を訪れた。初めて来た時、鄭允若という人物がリーダーになって、千人・百人ものの百姓が号哭しながら今の知県任公の離任を止めてくれるようにと訴えた。彼らの訴えによると、任公が赴任した時、臨城は資財が枯渇し、また凶年が続いて穀物が殆どなくなっている悲惨な状況にあった。任公は救済に尽力して一県の民を救った。しかし当局の者は、臨城県が甲科県ではないという理由で、進士出身の任公をまもなく繁県に転勤させるように決定したのである。臨城民の訴えを受け入れた趙南星は担当の官僚に向かって任公の留任を要請したが、断られてしまった。結局、任公は離任することになった。臨城民は『今から、この邑はただ塗炭の苦しみのなかにいるしかない。』と嘆息するばかりであった。まもなく王公が後任として赴任した。王公は前任任公の治績を詳しく聞いて、三年の間に任公に遜色のない賢政を施した。臨城民はみな『吾邑の民は任公がまだ来ていない時は、任公のような人物がいるとは思わなかった。にわかにな任公を得て、またはからずも任公がたちまち去ってしまった。趙先生もそれを留めなかった。すなわち臨城には民が無いと言わざるを得ない。またはからずも王公が来たが、なお任公と同じであった。これは任公がまだ去っていないのと同じであるから、臨城民には幸いなことである。』と、王公を誉め称えたという。臨城の民が二回目に余を訪ねたのは、王公が朝覲考察に際した時であった。今回も彼らは鄭允若を筆頭として千人もの者が一緒に来た。このたびは余に王公の善政を称える序文を頼むために訪れたのであった。彼らは序文をもって少しでも王公の恩恵に報いたいと望んでいた。余は涙が出るほど深く感動し、今までの経緯を書くことによって王公の善政を世間に伝え

ることにしたのである。」

臨城県の地方志からみると、前任官任公の名は光統、進士出身で万曆三十七年（一六〇九）臨城県に赴任して来た。<sup>⑤</sup>「年飢能賑、全活甚多、調繁獲鹿。」とあり、序文の内容と同じ業績が記録されている。序の主人公たる王公は名は佐才、挙人として万曆三十八年に就任した。「慈祥凱悌」な人柄であり荒政が終わった後、まもなく趙州知州へ昇進したという。万曆三十七年は大荒が起った年であり、王公が赴任した三十八年は「大飢のため人が人を食う」という凄しい状況であった。

地方志の記事と趙南星の序文の内容はほぼ一致しており、序文が地方の現実と緊密なつながりを有しながら書かれたことを実感させる。なお地方民を統率して趙南星を訪ねてきた鄭允若という人物は明代臨城県が輩出した六人の進士、一人の挙人の中に入っていない。恐らく生員またはただの庶民であったのであろう。

この序文は地方民の要請を直接受け入れた形になっている。ここで地方民はリーダーを中心に結集して、實際行動に立ち向かう積極的な姿を見せた。彼らが序文の作者として隣の高邑出身の趙南星を選択した理由は何であろうか。序文では「臨城県はもともと貧しい県であり、影響力のある人物を輩出できなかった。臨城の民はやむを得ず隣邑の名士趙南星を訪ねた。」とあり、当地方には自分らの意見を代弁するほど影響力のある人物がいなかったため、趙南星を選んだという。民が求めていたのは、地方の味方になって官界に向かって地方の利益を守ってくれる指導者にほかならない。趙南星は東林系の正義派官僚として中央の政治舞台で活躍した一方、郷里では民の輿論を代弁する役割を果たした。贈序の作者の中に、士民の支持を受けるいわゆる清流の人士が多かったことは、決して偶然ではなかったようである。

序文のもう一つの類型として、危機にさらされた地方官を助ける目的から公布されたものが挙げられる。当時の社会で地方官に対する噂や誹謗が非常に起こりやすかった事実は前章で検討したとおりである。地方の横暴な有力者によって地方官が被害に遭った事実はあらゆるところで発見される。

海瑞の「贈趙三山德政序」もまた、窮地に立たされた知県を助ける意図で作成された。<sup>⑥</sup>その中には、まさに輿論と噂と

の対決の中で、海瑞が地方民によって輿論の代表者に選ばれた過程が描かれている。

「趙公は万曆元年（一五七三）瓊山知県に赴任した。小民を赤子のように愛し、まじめに政事を行った。趙三山の政績は『瓊治録』刻本にも記録されている。趙知県は特に法律をきちんと守り罰を厳密にしたため、人々は彼を趙御史と名付けた。その結果、小民は「水火之中」から救われたが、一方奸豪の嫉視の対象になってしまった。奸豪は趙知県の秋霜のような厳しさに耐えられなくなり、ついに趙知県を誘う噂を広げた。そのため知県の離任を願う人々が次第に増えるようになった。その時、知識はあるが「私計」のない学校の知識人らが、忿然とそれに対抗する輿論を引き起こした。彼らは司訓馮先生を筆頭として海瑞を訪ね、趙知県を庇う一言を頼んだ。海瑞はそれに賛同して趙知県の善政を例挙した上、励ます言葉を加えた序文を書くことになった。」

ここに見られるように、地方官を誘う噂が意図的にまき散らされる中で、逆にそれを阻止しようとする動きもまた力を発揮していた。序文の主人公趙知県は結果的に三年の任期を無事に終えた。<sup>⑤</sup> 学校を中心とした地方の輿論が「飛語」から地方官を守る役割を果たしたのである。

また、すでに終結した人事結果を不服として、輿論の名で批判する意見も序文を通じて公開された。李維禎は「棠陰善頌叙」という序文で、湖広府参政游朴の転任を批判している。序文の主人公游朴は地方の土豪の横行から地方を守ろうとした人物であり、地方での評判が高かったという。彼は土豪と対立した知県を助けようとしたため、逆に土豪と窩訪などの蜚語によって調転されてしまった。李維禎はその件を批判しながら、「當道者および民間の輿論を採集する者は、余の言葉を聞いて深く反省せよ。」と、堂々たる態度をもって責任者に向かって人事の間違ひに対する責任を問う。この序文は地方からよく評価された地方官を味方するために作成されたに違いない。このように、序文の中には地方官を助けようとする意図で、怨罪の事実を広く知らせて反対輿論を形成しようとする動きが含まれている。

次に検討する問題は、序文が影響力を及ぼす範囲がどこまでかということである。序文で意識している範囲は必ずしも

人事担当の官僚だけに限られていない。地方輿論を標榜する序文の場合、主な依頼者として学校を中心とする士人層の存在が注目される。前にあげた海瑞の「贈趙三山德政序」の場合、序文を依頼したのは、司訓すなわち県学教諭の馮先生が率いる学校の「私計」のない知識人らであった。ほかの序文の中でも、教授および学生の要請を受けて序文を作成した例は数え切れないほどである。すなわち地方の生員以上の士人層が地方官に対する輿論を形成・流布する主な勢力であったことが窺われる。そのため、他地方の士人層の輿論を意識して序文を寄せる場合も現れる。

たとえば趙南星の「送邑大夫環翁金公之吉安序」は、金知県の優れた功績と人柄を保証する一方、転任地の吉安地方の士人にむかって、両者が和合するように願った文書である。<sup>⑩</sup>この場合、序文は当地の士人層に対して新任官を紹介、推薦する一種の宣伝文の役割を果たしている。また楊東明も寧羌地方に赴任する前任虞城縣知県によせた序文の中で「羌民もなお吾民にことならない。あなたは私の言葉を持って上下がともにする時期をゆるがせにしないで下さい。」と述べ、自分の文書が県の地方社会と接触する時、役に立つように期待している。<sup>⑪</sup>また海瑞は三年の任期が終わった知県のための考績序でこう語っている。<sup>⑫</sup>

いま言葉を移して東臯のために贈ろうとすることには、いったい何の利益があるのだろうか。東臯の恵沢は人心にあらわれるし、政治に対する名声は人々の口から伝播されている。また、その業績は郡邑之志に留まっているので、瑞が必ずしもよけいなことをする必要はない。しかし東臯は奏績を持って行き、他郡へ拔擢されるかあるいは科道へ昇進する。その統領するところは瓊山より大きい。統領するところが大きいのはつまりその政績が付随したからである。

とあり、海瑞は自らの序文が後任地で瓊山県での善政を証明する証拠として用いられることを期待している。序文はこの場合、地方官の人物自体を保証、推薦する宣伝文にはかならない。善政の保証は、当該人事の結果にかかわるだけにおおらない。地方官の以後の任路全般に影響を及ぼす意図をも含んでいるのである。ここで序文は離任する地方官に対する地方社会からの成績評価とみていいだろう。

明末の贈序文の中にはそれ自身が地方の輿論であることを標榜し、同時に輿論に向かって発表される形をとるものが多かった。その類の文書はあくまでも社会に公然と広がることを目的としている。輿論は確かに、自分の存在を積極的に主張しているのである。

- ① 李維禎『大泌山房集』卷五〇、「譚明府考績序」。
- ② 海瑞『海瑞集』（中華書局、北京、一九六二）下編、贈序類。  
周思久の在任期間はわずか五ヶ月であったが、地方志は善政を施した名宦として官績志に載せている。その記録の中には海瑞が周思久の賢政を誉めた事実が記録されている。『瓊州府志』卷三〇、官師・宦績。
- ③ 海瑞、前注②、「賀李東城榮獎序」。
- 然亦有出於人心之公、情不容已者。出於公則不出於諛、或德在人、遠遜同及、或飢食渴飲、臨深為高。目前之功、身後千百祠之沢、大小不同、德之不忘於人。且頌德之中、監戒存焉。益於其人、因以益於其民、情在是、義又有大焉。
- ④ 趙南星『趙忠毅公文集』卷三。
- ⑤ 『康輿臨城縣志』卷三、匿官。
- ⑥ 海瑞、前注②。
- ⑦ 『瓊山県志』には知県の在任年代が記録されていないが、趙知県は趙存預という人物である可能性が高い。なお、海瑞の「賀大尹趙三山榮獎序」という序文から趙知県が無事に三年の任期を終えたことが確認される。
- ⑧ 李維禎同、卷一六。「業陰善頌叙」

- 滯大夫非一、而独門游公得士民心最者、公落郢未二才、又以蜚語調。其初士民受公賜、而不知其解任、而始困閔焉。如赤子之離慈母、詠歌馳察相屬。乃今上之黜陟、与下之好惡時相左、游公為士民所依恋若此、而百箇汗、不遺余力、可勝嘆哉。雖然彼富貴持相、賓客滿前道古今而陳聖德、不切於耳、而不能得匹夫一字之褒、或指其姓名、唾罵之。為游公計、寧詎以此易彼。嗟乎、当官者采風者、於不佞言、宜深省矣。
- なお、この事件は和田正広の「明末高訪の出現過程」に、その全貌が述べられている。
- ⑨ たとえば、李維禎『大泌山房集』卷五〇、「譚明府考績序」。楊東明、『山居功課』卷八、「邑侯陳公榮獎序」などはその類の序文である。
- ⑩ 趙南星、前注④。
- ⑪ 楊東明、『山居功課』卷八、「贈李父母之任寧差序」。
- 羌民舊吾民也、侯持余言、無忽上下相与之期。
- ⑫ 海瑞、同上「贈林東阜考績序」。
- 今欲移言以為東阜贈也、亦奚益焉。是故東阜惠沢著於人心、政声播於行口、獄案留於郡邑之志、瑞不必多為之贊。然東阜此以奏獄行也、行將擢而之他郡陟而之科之道、其統領有大於瓊山者、統領一夫大則其績之所隨之。

### 三 地方官の対応と『考満事蹟冊』

以上で検討したように、地方官の人柄および治績を誉め称える序文は、輿論という建て前のもとで広がっていた。当時、地方官が直面していた人事行政の実態は厳しいものがあつた。地方の輿論を収集するという名目で、訪察は強化されつあつたのである。知県の任期はだいたい三年であつたが、それとは別にわずかの誤りや錯誤によつても退任・転勤が決められた。その時にこそ、地方官は自分の味方になる力を捜し求めたに違いない。序文とは第三者がその思いを寄せたいわゆる他薦の記録であるが、その裏側には名譽と昇進を願う地方官自身の願望があつたことが十分予想できる。

それと関連して、当時地方官自らの手になる政務記録の類が公布された事実は注目すべきところである。先に挙げた海瑞の「贈趙三山徳政序」の中で、海瑞は『瓊治録』という一種の業務記録を読むことによつて知県の業績および善政への熱意を十分に読み取つたと語っている。『瓊治録』とは趙三山が自分の政績を知らせる自薦状にほかならない。また当時、趙三山は地方の横暴な有力者たちによつて攻撃されていたので、『瓊治録』は「飛語」から自分を守るいわば弁護人の役割を果たすために書かれたと見られる。海瑞の叙述からみると、『瓊治録』は趙三山の在任の間、地方中に公布された。地方官は輿論に向け、自らを宣伝する必要にせまられていたといえよう。

つぎに挙げる『考満事蹟冊』の例はその点をもっとはっきり裏付けている。『考満事蹟冊』は崇禎七年（一六三四）から七年間、嘉善県の知県を歴任した李陳玉が崇禎十年、三年の任期が終わってから発表した記録である。『考満事蹟冊』という題目は、そもそも公的な勤務評定のため提出する報告書にこそふさわしいものである。もともと官僚はあるポストでの任期が終わつた後、自らの業務遂行の過程を上部に報告することになつてゐた。すなわち考満の慣例である。明太祖は地方統治の効果を高める目的で、特に知県・知州レベルの地方官の勤務評定の際に、裁判・勸農・荒政など民政の各分野の業績を詳しく報告するように定めた<sup>④</sup>。知県は考満の際、自らの業績の記録を出して成績評価に備えるようになった。

しかし明中期以後、知県級の官僚の「赴京考満」の例は中断され、考満の拘束力は失われつつあった。また、知県がたび重なる監察のため、考満の前に革職・転勤される比率は増加するばかりであった。李陳玉が『考満事蹟冊』を作成した崇禎年間には、もはや制度としての考満の意義は非常に弱くなっていた。『考満事蹟冊』が題目どおり考満に対処して、人事担当者に直接報告された可能性は希薄である。何よりも、李陳玉自身の著作の弁がその点をもっとも明らかにしている。

三年めの考績には事績の冊を挙げる通例がある。それは古の述職の意義を持つ。自分に代わって胥吏に書かせたのでは、まるで「型どおり」に胡蘆を描く」と同じである。「人臣、欺くことなし」という道理に背く。陳玉はこの地方に任官して既に三年を過ごした。才能は劣り、性は頑固ではあるが心は少しも偽りが無い。万姓の万目をだますことがどうしてできるだろうか。上から下を見るのはことわりとして暗いものであるが、下から上をみた場合は火を覗くようにはつきり見える。謹んで、かつて自ら行ったことをはかり、筆を伸ばして墨を濯ぎ、例に循って自ら述べるのであって、名譽のために書くわけではない。……そもそも上から火を覗るように視ることは、私を考查する殿しい手本である。それなら上臺に考查する前に、先に囀中に考查する理由は何か。およそ政事の諸条件が口で言うだけで、未だ必ずしも実行されていないのではないか、あるいは行われても弊害があったのではないか、あるいは美名だけで実際はそれに至らなかつたのではないか。あるいは自分は民に利をもたらすつもりであったが、逆に損なうところはなかつたか。計るにこの二十の区、二百四里の中には、長幼・貴賤・賢愚、六指や足の不自由な者、無口で深く考えよくゆるす人、口角あわをとばし目をつり上げ議論を吹きかける人など、様々である。漢代の王生があとでよびかけて教えたこと、門番に目前の急務を告げること、これらによって地方長官のために益になるのを願うことがなかつただろうか。（里ごとに一部を配布すること）

ここに見られるように、『考満事蹟冊』は勤務報告書の題目のもとで作成されたものの、人事担当者に向かって送られた公文書とは言い難い。李陳玉はあくまでも地方の「万姓万目」に向かって、自らの政績を評価するように申し立てた。すなわち『考満事蹟冊』の配付対象は、嘉善県の一人一人の地方民にほかならない。この文書は里ごとに一冊ずつ、嘉善県の二百四里に配布されるように計画された。嘉善地方に下した李陳玉の布告文「稟送政成録事」によると、『考満事蹟

冊』は予定どおり地方に配布されたものと見られる。<sup>⑦</sup>

『考満事蹟冊』は徴税・漕糧・官帑・裁判・防犯・郷約・教育・風俗・水利・荒政・防御等、二九条の項目に分けられている。李陳玉はここで、個別項目ごとに自分の業績を例挙する方法を採っている。そして、「比較（税糧督促）を省略して無理なく催科を進めたこと。（省比較以善催科）」、「劇盜を逮捕して地方を安らかにしたこと。（獲劇盜以安地方）」、「郷約を講じて民俗を教化したこと。（講郷約以化民俗）」などのように、項目自体がそのまま李陳玉が成功裡に終えた任務になっている。続く「附事蹟摘略」には李陳玉が特に力を傾けた漕糧業務および大盜袁珠寿の検挙件が詳しく記録されている。『考満事蹟冊』を通じて、李陳玉は地方に向かって自らの政務の諸「条件」が忠実に、弊害なく行われたことを公表した。李陳玉の地方での順調な任務遂行および昇進において、地方輿論の存在は大きい比重を占めていたにちがいない。実際、李陳玉が輿論をいかに深刻に意識したかは、彼の私信によって十分窺われる。<sup>⑧</sup>

繁邑に赴任していると、一日中おそれつつしみ、まるで春水を渡るようである。決して自分かつてなことはしない。一事を行い、一人に会うたびに、少しでもよくないところがあれば、すぐに謗議が起きる。数ヶ月間、官衙に居りながら、敢えて妻子すら連れてこなく、もの寂しいことは僧侶のようであり、もの悲しいことは足枷をつけられているかのごとくである。

李陳玉は地方の「謗議」のための個人的な苦勞を右のように打ち明けている。彼の表現をかりると、「嘉善県は呉中の敵邑であり、前任知県五人がみな郷親のため謗せられ、議せられることが甚だ多かった」とある。<sup>⑨</sup> またその五人の知県が結局、任期を終えずに転任された事実を、李陳玉は十分に熟知していた。地方官は地方輿論を意識せざるをえない状況に置かれていたのである。

地方の輿論に向かって発表された『考満事蹟冊』は上のような背景から生まれた。李陳玉の努力は、いい成果を収め得たと言えるようである。彼は七年の長期間にわたって嘉善県に在任した上、地方での評判も高かったという。地方では彼の業績を誉め称える歌が広まり、離任の後には去思碑が立てられた。<sup>⑩</sup> 王朝末の危機が続いていた崇禎年間、知県と地方社



会が調和するに当っては、様々な難点があったに違いない。李陳玉は「春水を渡る」ような努力を通じて、またその努力を地方に向かつて適切に伝えることによって、「敵邑」での任務を成し遂げたのである。

『考満事蹟冊』は李陳玉の在任期間中、主に嘉善県の地方社会に配布されたが、つぎに紹介する政務記録の例はやや異なる性格を呈している。万曆二十二年から六年間、山東省滕県の知県をつとめた趙邦清は、『滕県政事録』という文書を綴った。趙邦清は滕県での善政の評判が高く、後にその業績を認められ吏部主事に昇進した人物である。『滕県政事録』が刊行された時は、趙邦清が中央の政界から退けられ、苦境に立っていたころであった。彼は人事問題をめぐる政争の中で失脚してしまつたのである。

趙邦清が滕県を既に離れた時点で、地方における政務記録を公刊した目的はどこにあったか。『滕県政事録』は今も伝わっていないが、著述の内容を十分に説明する序文が残っている。趙南星は趙邦清からの依頼を受け入れ、「趙仲一先生滕県政事録序」を著したのである。序文からみると、『滕県政事録』は滕県での趙邦清の仕事ぶりおよび治績などを記録した、一七巻の膨大な文書である。趙邦清が救荒・均田において功績があつたことは、滕県の地方志にも同様にのせている。<sup>⑩</sup>

趙南星の序文はつぎの二つの点に立脚している。まずは趙邦清の滕県における業績を紹介し、地方で名官としての評判を得た理由を明らかにした。その後をついで、趙邦清が吏部で退けられた事件の顛末を説明しながら、彼の無実を主張している。<sup>⑪</sup>ここで趙邦清の善政に対する滕県の輿論は、彼の無実を裏付ける主な根拠になっている。趙南星は、「滕県の人々が永遠に祭り上げるような人物から、士大夫はその官職を奪ってしまった。」として、中央の処分を批判している。趙南星によると趙邦清の失脚の理由はつぎのようである。<sup>⑫</sup>

邑にはだいたい小民に関わる事件ばかりある。貴人が小民を害することは多いが、貴人が貴人を害することは少ない。そのため民心を得ると、その名譽は顯著である。銓部（吏部）の職任は賢人を進め、不肖者を退けることである。天下の賢人は少ないが、不肖者

は多い。賢人を推薦する人は少ないが不肖者をかばうものは多い。

とあり、「剛方廉介」な趙邦清は、吏部の仕事で必然的に不肖者と対立せざるを得なかったとみた。そして無力な小民の味方として輿論の支持を受けた趙邦清の失脚は「極貪極悪」の者による冤罪にほかならないという。ここで趙邦清がすでに獲得した地方輿論は、政治的な苦境の中で彼をかばう力になったのである。李陳玉が輿論の支持を受けるために尽くした努力は、将来、中央の政界を含むもっと広い範囲の輿論に向かっても有効に作用する可能性がある。上の二人の例は、地方官の手になる政務記録が流行した原因を究明するための一つの有力な端緒になりうると思われる。

① 海瑞、二章注②

② 李陳玉、『退思堂集』第四、述職言。

嘉善地方での李陳玉の業績および地方社会との関係に対する検討は拙稿「嘉善県知県李陳玉「明末の地方官斗地方社会」」（黄元九教授停年記念論叢、ソウル、慧眼出版社、一九九五）にゆずる。

③ 考満に関しては一章、注①参照。

④ 『大明会典』巻一一、考功清吏司。

凡府州県官考満、洪武二六年、……其見任官、将本官任内行過事績、保勘覈実明白、出給紙牌、贊造事蹟功業文冊、紀功文簿、称臣僉名、交付本官、親齎給由。

⑤ 孫承沢、『春明夢餘録』巻三四、吏部。によると、知県の「赴京考満」が中断されたのは、正徳年間、王瓊の建議によってであったという。

⑥ 李陳玉、前注②、「述職言小引」

三載考績、例有事績之冊、亦古者述職意也。例書胥代之、画依棟之胡蘆、非人臣不欺之義也。陳玉承乏此邦、歲更三紀、才劣性執、心則無偽。万姓万目、其将隨乎。上視下如理暗、下視上如觀火。謹自度平日所會為者、伸毫瀝墨、循例自陳、豈以貢養以自文乎。

……夫此上視如觀火者、又考我之殿師也。則未以考諸上台、先以考諸國中、凡滋条件、或能言而未必行歟、或行之而不無弊歟、或名美実不至欺、或我以為利民、猶以為害歟。計此二十之区、二百四里之中、儒者黃者、非者宗者、慙者僕者、跛者跛者、寡言深目而善忍者、長喙尖眉而好讒者。豈無王生從後之呼、門卒当前之告、以為長吏請益乎。

（每里各給一冊）

⑦ 李陳玉、同、批記。  
⑧ 李陳玉、同、奏牘一、「与衙幕頼無咎」。  
筮仕紫邑、朝夕凜凜、若涉春冰、不敢率意。行一事見一人、稍一不然、謗議便起。衙居數月、即妻子不敢搗、瀟然若僧、愀然如極。

⑨ 李陳玉、同、奏牘一、「答門人胡遂嶺」  
嘉善與中敵邑、前五任皆以鄉親取謗、議論頗多。

⑩ 李陳玉、同、奏牘一、「与家太常公」  
以接連五知縣不能終事之地、而以不肖之頑才、直性強綴、其間保無復職也。

⑪ 『嘉善縣志』巻六、名宦。巻一一、曹熙「邑侯李謙菴去思碑記」  
⑫ 『康熙縣志』巻六、宦績。

⑬ 『明史』列伝、卷二八三、呉仁度。同書、卷二二五、李戴。

趙邦清は万曆三〇年、吏部稽勲郎中として務めていた時、人事業務に間違いがあったとして給事中張鳳翔によって彈劾された。趙邦清はそれを齊党の一員である文選郎中鄧光祚の操作と見て郢を攻撃したが、失敗に終わった。結局、趙邦清は三秩降貶の処分を受け官職を去ったが、彼に対する処罰は吏部考功郎中呉仁度など、吏部のいわば清流官僚の反発を引き起こした。

⑭ 趙甯星、同、卷二、「趙仲一先生藤縣政事録序」。

#### 四 む す び に

官僚の人事とは、主に実施の主体である国家と対象になる官僚の両者の関係を軸として成り立つ問題である。国家は定期的な成績評価および人員の交替を通じて、官僚制の腐朽を防止しようとする。官僚制運用における人事異動は、人体における新陳代謝のような役割を果たし、その点で官僚制の維持のために欠かせない要素として位置づけられる<sup>①</sup>。

官僚個々人の立場からみると、人事問題は自らの命運に関わる重大事にほかならない。どの職位にどれぐらい務めるか、昇進の見込みはあるか、などの問題が官僚らの行動パターンを左右する鍵になることは十分予想できる。考察の実施過程においても、考察が地方官の位置および官僚相互の關係に影響を及ぼした事実が浮かび上がってきた。人事制度上の変化は、官僚個々人の行動様式ばかりではなく、官僚社会の氣風にも深く影響していたのである。

ところが、今まで論じたところから、明末、地方官の人事異動に関連して、地方社会というもう一つの要素が大きく動いていたことが明らかになった。地方官の人の柄や能力などが諸地方社会の主な関心の対象になり、人事異動に際して地方の主張貫徹しようとする活動が行われていた。考察の実施過程には、郷紳・士民・富訪など社会の様々な勢力の介入があった。

ところで、趙邦清に対して呂坤も『去偽齋集』卷三、「趙乾所心政録序」においてまったく同様の意見を述べている。呂坤は知県としての趙邦清の業績を高く評価しながら、吏部での彼の無実を主張している。また李維禎も『大泌山房集』卷五五、「趙藤縣祠記」を通じて藤縣における趙邦清の治績を誉め称えた。当時の名士らによるこのような著述は、吏部で起きた趙邦清の処分事件がなげかけた波紋をうかがわせる。いずれの場合においても藤縣での評判が趙邦清の人の柄のすべてを保証する主な証拠になっている。

中国の官僚制運用の長い歴史から見ると、政治制度は専ら中央の方針だけで動くものではなかった。その事実を分析するに当たって、考察の例は制度外部的要素が大きく作用した一つの興味深い例として捉えられるだろう。考察制が軌道から離れた現象からは、地方官の人事をめぐって様々な動きが起こった明末当時の社会像が浮かび上がってきた。制度外部から動く社会の遠心力が制度の行方に大きく影響したのである。その点で、考察の適用過程は国家と社会を結び一つの方法になりうると思われる。ここで社会の動きは、国家に対して必ずしも排他的な性格を持っていたわけではない。むしろ、非常に曖昧な一面を持っていながらも、輿論が共同の合意点として存在しており、それが両者を結ぶ役割を果たしたと見られる。

なお、本稿で挙げた地方の輿論を標榜する贈序文とは、地方社会での輿論の行方および形成過程を窺わせる重要な証拠である。序文の中には、地方官に対する地方なりの褒貶、あるいは地方の横暴な勢力によって不利な立場に置かれた地方官の味方になろうとする動きが現れている。この類の贈序文は、地方官の人柄および器量に対する地方輿論による保証とみても差し支えないだろう。また、それが表向きに作成された文書であった点から、一種の宣伝文として広がった可能性も十分予想できる。

地方官が公的な勤務評定だけではなく、地方輿論の評価を受けざるを得なかった状況は、地方官の位相にも変化をもたらしたにちがいない。嘉善県における李陳玉の例から見えたように、地方官は地方社会の輿論に向かって、自分の業績を認めるようにアピールするまでに至った。その手段もまたあくまでも『考満事蹟冊』という大衆向きの宣伝文書の配布であった。地方官は輿論の力に応えなければならなかった。そのような背景から輿論を標榜し、また輿論に向かって作成された文書は自薦・他薦を問わず、社会の中に広がっていたのである。

当然のことながら、当時の人事移動関係の序文のすべてが地方輿論を代弁しようとする純粹な意図から書かれたのではない。同郷、同学、同年等の人脈によってやむを得ず書いた場合も相当の量にのぼるに違いない。また、序文及び政務記

録の内容が事実とかけはなれている場合も多いだろう。現在、地方で起こった輿論を検討する時、その真偽を極めることには確かに限界がある。

しかし、それを認めた上でも、社会の中で輿論と称される動きが現れた事実はそれなりに重要な意味があると思われる。古来から民衆の人物評価および政治批判は「郷論」という形で国家と社会両方からその正当性を認められてきた。明末の段階では、「郷論」がもはや目に見える実体として現れる。郷論、すなわち地方輿論は、地方の内部で自発的に形成・伝播される動きを見せる。序文および政務記録の流通から見ただよように、当時の社会には様々な情報が要求され、また情報の伝達方法を模索する風潮があった。そのような状況から、まさに輿論と輿論を装う操作が同時に産み出されたのである。

① たとえばJ・Rヒックスは、中国のような伝統的な官僚制が成功する条件として監査制、昇進制および新人登用制を挙げている。彼は定期的な人事異動を、官僚制度自体を維持する主なメリットポイントの

一つとして位置づけた。J・Rヒックス『経済史の理論』一九〇三七頁（新保博訳、日本経済新聞社、一九八四）

# The role of public opinion in influencing the appointment of local officials during the late Ming period

by

CHA Hye-won

Although it has long been recognized that bandits (*wofang* 窩訪) influenced the evaluation of local officials (*kaocha* 考察), the fact that members of the gentry, students, and commoners were also able to influence the evaluation process has basically been ignored. Indeed, members of local society discussed the merits of magistrates, and their conclusions were widely disseminated in the form of public opinion. Because the appointment of a magistrate was a matter of great concern, locals relied upon a variety of means to convey their desires to the Ming Government, one of the most typical being a “parting essay” (*zengxuwen* 贈序文) given to the departing official.

These “parting essays”, written in the name of public opinion, are important sources in analyzing the formulation of public opinion itself. Some critiqued the magistrate’s performance while others reflected the viewpoints of magistrates who had been placed in disadvantage by influential locals. Thus, these essays clearly represent the degree to which a certain magistrate had the support of “public opinion”. Because these documents were of critical importance in evaluating an official, some magistrates went to great lengths to secure a favorable essay. Li Chenyu, the magistrate of Kaxian province in the 1659’s, went so far as to deliver an “evaluation report” (*kaomanshijice*) in order to secure the support of locals. One could argue that this collusion between locals and magistrates, tacitly permitted by the government, symbolizes the decline of the Ming dynasty.